

第2回地方議会議員年金制度検討会 議事概要

1 日時

平成21年5月29日(金) 10:30~12:20

2 場所

虎ノ門パストラル 新館6階「ヴィオレ」

3 出席者(敬称略)

座長 大橋 洋一 (学習院大学法務研究科教授)
松本 英昭 (地方公務員共済組合連合会理事長)
横道 清孝 (政策研究大学院大学教授)
渡辺 俊介 (東京女子医科大学教授) (五十音順)
大野 忠右エ門 (秋田県議会議員、都道府県議会議員共済会会長)
藤田 博之 (広島市議会議員、市議会議員共済会特別顧問)
原 伸一 (福岡県田川郡赤村議会議員、町村議会議員共済会会長)
松永 邦男 (総務省自治行政局公務員部長)

4 議事概要

(1) 地方議会議員年金制度の現状について

- 事務局から、資料1「地方議会議員年金制度の現状について」の説明があった。

これについて、次のような意見が出された。

- 小さい町村ほど住民に近く、議員は毎日のように住民と接し、監視されている。ボランティアにしたら経済的・時間的に余裕のある者しか議員になることができなくなる。
- 都道府県議会議員は、広域的な活動をしており、その実態を理解してほしい。
- 国会議員も地方議会議員と同様の活動をしている。国会議員年金が廃止されたのに地方議会議員年金を存続させる理由はなにか、について整理する必要があるのではないか。
- 地方議会議員は、国民年金が任意加入の時期があった。議員にも老後の保障が必要だ。
- 掛金を16%も出している年金はあるのか。世界一高い年金ではないか。
- 共済会の財政状況の悪化は、議員に責任はなく、市町村合併が原因であることを理解すべきである。

- ・ 国会議員年金は平均年金額も高く、特権的な制度だったが、地方議会議員年金は過去2回の改正で特権的ではなくなった、という認識が重要である。
- ・ 地方議会議員の活動が大変だから年金を支給するという理屈は、世間的には通用しないのではないかと。むしろ、地方議会議員の老後保障の必要性という観点が重要ではないかと。
- ・ 保険制度として維持するのは難しいのではないかと。維持するとすれば、保険制度を修正した上で維持するべきではないかと。
- ・ 既裁定者の権利をゼロにするのは憲法違反になり不可能だ。制度を廃止したときに必要な年金支給に対し、公費が必要。廃止を考える場合は、廃止に伴い必要な公費の額と制度を維持する際に必要な公費の額とのバランスがどうか、という議論があると思う。また、そういう議論とは別に、そもそもなぜ地方議会議員年金が必要か、という議論が必要。そういう意味では、老後保障という観点は大事だ。
- ・ 現在の財政状況になったのは、国策による市町村合併が原因であり、平成18年改正の激変緩和措置が不十分だったのではないかと。身をもって国策に協力したのだから、約1,100億円を合併により節減できたことを考えるべきではないかと。
- ・ 地方議会議員年金の性格については、国会議員との差をはっきりさせる必要があるのではないかと。

(2) 前回検討会における財政収支見通しの検証について

- ・ 事務局から、資料2「前回検討会における財政収支見通しの検証について」の説明があった。

これについて、次のような意見が出された。

- ・ 合併がなかったら、共済会の財政がどうなっていたのか、データとして必要ではないかと。
- ・ 合併により節減できた約1,100億円と、激変緩和で措置された額が比較できるようにしてほしい。

(3) 財政見通しについて、現会員と既裁定者との給付と負担の比較について

- ・ 事務局から、資料3「財政見通しについて」及び資料4「現会員と既裁定者との給付と負担の比較について」の説明があった。

これについて、次のような意見が出された。

- ・ 前回、前々回と見直しをしたが、制度に対する信頼感が失われている。持続可

能な制度とするよう検討する必要がある。

- ・ 既裁定者の給付の引下げについては、前回引き下げたが、さらに今回もう一度引き下げることの問題を検討する必要がある。
- ・ 共済会の財政状況の悪化は、合併が原因である。合併特例法にも「国は必要な措置を講じる」と書いてあるが、今回はその案が一つもないのはいかがなものか。
- ・ 厳しい財政状況の中での立て直しなので、自助努力をするべきところはする。しかし、これ以上の掛金の引上げは限界ではないか。
- ・ 期末手当を措置している団体と措置していない団体が町村には存在するので、特別掛金が給付に反映されていない現行制度に対して、不公平感がある。

(4) 地方議会議員年金制度を廃止した場合の課題について

- ・ 事務局から、資料5「地方議会議員年金制度を廃止した場合の課題について」の説明があった。

これについて、次のような意見が出された。

- ・ 都道府県議会の議長は、何らかの見直しをした上で、存続すべきという意見が大勢だ。廃止をするならば、都道府県議会議員年金と市町村議会議員年金とを切り離して考えるべきではないか、との意見がある。
- ・ 市議会議員の中には、廃止すべきという意見もあるが、様々な意見を聞いた上で、市議会議長会として出した決議案は、存続するべきというものだった。
- ・ 廃止するかどうかは、合併の影響がどれくらいだったのかを勘案した上で、考えるべきではないか。
- ・ 地方議会議員は、通常は高齢で退職するが、合併で若くして退職される方が多いので、受給期間も延びているのではないか。
- ・ 廃止をするにしても、コストがかかる。それをどのような形で負担をするのかは難しい問題だ。

(5) 次回日程について

- ・ 第3回検討会の開催については、改めて日程を調整することとされた。

以 上